

強化指定選手規定

特定非営利活動法人

日本パラ・パワーリフティング連盟

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下JPPFという）が競技力強化を推進する目的で指名する強化指定選手の選考に関する基本事項を定めるものである。なお本規程は、強化委員会が、強化委員会規定によって定められている事業の一つである「第2条（3）連盟の定める強化指定選手の選出に関する事」を具体化する方法を補完するものである。

(選考基準)

第2条 JPPFが強化指定選手の選考を行う際は、次の基準を満たしていることを基本条件とする。

- (1) 当該年度の世界年間ランキングから勘案して、直近のパラリンピックに於いてメダル獲得の可能性を有する選手であること。
- (2) (1)に該当する選手がない場合には、当該年度の世界ランキングから勘案して、直近のパラリンピックに参加する事が予想される選手であること。
- (3) (1)(2)に該当する選手がない場合には、当該パラリンピック年度の世界大会標準記録を突破している選手の中から、強化委員会が選出した選手であること。
- (4) 次世代を担う選手であると認められた者。
- (5) 年度途中で強化指定選手を追加する場合は、総会に諮り、追加できるものとする。

(選考方法)

第3条 強化委員会は、第2条に定める基準を満たした選手について、次の手順に従って慎重に審議し、強化指定選手を決定する

- (1) 強化委員会（委員長1名、副委員長1名、委員3名）に選出された委員は、当該年度の強化指定選手の選考に責任を持って努めるものとする。
- (2) 強化委員会は、強化指定選手の決定にあたり、当該年度の委員の過半数の出席によって成立した委員会において、出席委員の過半数をもってこれを決する。
- (3) 選考基準を満たした選手の内、強化委員会において了解された選手を、当該年度の強化指定選手とする。
- (4) 強化委員会は、決定された強化指定選手の名前を総会に報告し承認を得るものとする。

(規程の変更)

第4条 この規程は総会の議決によって変更する事が出来る。

付則

1. この規程は2015年6月21日から施行する。